

令和3年度 生徒指導全体計画

新見市立新見第一中学校



令和3年度 生徒指導年間計画

月	生徒指導目標	月間目標	生 活 指 導		校外指導
			具体的生活目標	生活指導項目	
4	中学校生活に関わる基本的行動様式を身につけさせる。	規律正しい生活をしよう	○学校のきまりを守ろう ○早めの行動をしよう ○気持ちのよい挨拶をしよう ○言葉遣いを正しくしよう ○交通規則・交通道德を守ろう ◎時間厳守の意識を身につけよう	○校内生活様式の徹底 ○給食指導 ○交通指導 ○挨拶指導	交通査察 自転車点検 家庭訪問中 市内街頭指導 下校時一斉交通指導
5	何事にも積極的に取り組み、協力して最後まで粘り強くやり抜く態度を育てる。	けじめある態度で進んで行事や学習に取り組もう まとまりのある学級をつくろう	◎服装、身だしなみを整えよう ○時間厳守の意識を向上させよう ○明るくさわやかなあいさつをしよう ○テストにむけて学習に取り組もう	○生活点検 ○係の指導 ○教育相談 ○充実した学年行事 ○職員室入室のマナー	下校時一斉交通指導 交通査察 自転車点検
6	心身の健康の増進を図り、実践する態度を養う 集団の一員としての自覚と自律的、協力的態度を身につけさせる。	健康や・安全な生活について考え、実践しよう	○心を込めて掃除をしよう ○衛生に気をつけよう ○花のある学校・学級にしよう ○規則正しい生活をしよう ○昼休みは外へ出て運動しよう	○手洗い指導 ○清掃活動の強化 ○室内の整頓・美化 ○校内での安全指導 ○服装指導	交通査察 交通指導 自転車点検 夜市街頭指導
7	目標をもち自律的で計画性のある生活態度を身につけさせる。	計画的な生活をしよう	○計画を立てて学習をしよう ○早めの行動をしよう ○これまでの生活の反省をしよう ○夏休みの計画を立てよう ○部活動に打ち込もう	○日課表の作成 ○部活動指導 ○夏休みの生活心得 ○教育相談	休業中の街頭指導 自転車点検
8				○夏休みの反省と 学校生活への決意	ふるさと祭 街頭指導
9	生活リズムを整え、自律的、協力的な集団生活の再認識をさせる。	学級の団結を高めよう	○時間を守ろう ○服装をただそう ○運動会に積極的に取り組もう	○話合い活動の活性化 ○生活規律の再確認指導	交通査察 自転車点検 行事中の街頭指導
10	学校生活をふり返り、見直しと改善をはかる。	けじめのある生活をしよう	○積極的に清掃に取り組もう ○ゴミを出さないようにしよう ○学校生活の見直しをしよう ○教室に花を飾ろう	○掲示物の工夫 ○清掃活動の強化 ○室内の整頓・美化 ○落書きの一掃	交通査察 自転車点検
11	人権について考えさせ、よりよい人間関係を築こうとする態度を養う。	落ち着いた生活を心がけよう	○学級の一員として向上する仲間づくりをしよう ○余暇の利用を工夫しよう	○生徒会活動の活発化 ○学級集団の指導 ○教育相談	交通査察 自転車点検
12	1年間のまとめをさせ、環境整備に努めさせる。	計画的な行動をしよう	○安全な生活を心がけよう ○冬休みの計画を立てよう	○校内での安全指導 ○冬の登校安全指導 ○生活点検指導	下校時一斉交通指導 自転車点検
1	新年の抱負を持たせ物事に積極的に取り組む態度を養う。	物事に積極的に取り組もう	○新年の計画を立てよう ○自分を知ろう ○機敏な行動をしよう	○自己理解 ○機敏な行動を促す指導	下校時一斉交通指導 自転車点検
2	将来へ向けての認識を深め、現在の自分のあり方を見つめさせる。	より良き向上を求めてがんばろう	○自分の将来について考えよう ○自分の行動を反省しよう ○学習への取り組みを見直そう ○早めの行動をしよう	○進路指導 ○学習指導 ○遅刻指導 ○教育相談	下校時一斉交通指導 自転車点検
3	1年間を振り返り、互いに感謝する気持ちを持たせる。	1年間のまとめをしよう	○1年間を振り返り、成果と課題を確認しよう ○友達に感謝し、いつまでも友情を保とう ○有終の美を飾ろう	○温かい心の関係づくり ○年度末整理 ○春休み指導	下校時一斉交通指導 自転車点検

	生徒理解 教育相談	清掃指導	安全指導	保健指導	道 徳	学 活	地域連携等
4	市福祉相談 生徒理解会議 家庭訪問 スクールカウ ンセリング (毎月)	○清掃分担と 清掃の方法	○通学路の確認 と安全な通行 ・市内交通査察 ・交通教室 ・不審者対策	○自分の体を知 ろう ・定期健康診断	生命の尊さ 適切なふるまい 集団の中の自分 よりよい生活習 慣 本当の思いやり	中学校の生活 学年の自覚 学級の組織	・市福祉相談 員、児童相談 所との懇談 (各月適宜)
5	市子ども課・ 児相教育相談 (定期) 生徒教育相談 (定期)		○自転車の安全 な乗り方 ・自転車点検 ○部活動中の安全 ・防犯、携帯電 話の使い方	○生活環境を整 えよう	よりよい校風 集団の中の自分 公正なところ 理想の実現	有意義な野外活 動 私の将来 交通安全	・支会年間計画 ・P生活指導部 年間計画 ・学校評議委員 会
6	生徒教育相談 ケース会議	○清掃強化 週間	○雨天時の安全 な通行 ・歩行者の安全 な歩き方 ○室内の過ごし方 ・避難訓練	○歯の健康に気 をつけよう ・歯の衛生	ふさわしい言葉 自他の尊重 自主・責任 公共の福祉 誠実・責任	健康なからだつ くり 先輩の進路 進路情報の活用	・P交通査察
7	保護者教育相 談	○夏休み前 清掃	○自転車の集団 通行 ○休業中の安全	○夏の健康に気 をつけよう	温かい家族 節度ある生活 温かい心 法の精神 心の健康	たばこ これまでの生活 の反省 夏休みの生活	・サマーナイト フェスティバル 街頭指導
8	教育相談研修 生徒理解会議						・ふるさと祭街 頭指導
9			○夏休み明けの 交通安全	○からだを鍛え よう	人間の弱さ お互いの成長 友情・信頼 自主・自律 集団生活の向上	行事への取り組 み 安全な生活 登下校について	・P交通査察 ・運動会の会場 警備
10	ケース会議	○清掃強化 週間	○秋の交通安全 旬間への参加 ・街頭指導	○目の健康に気 をつけよう	人間の気高さ 働く喜び 積極的な生き方 力強い生き方	目の健康 余暇の利用 学ぶ目的	・P交通査察
11	生徒教育相談		○避難訓練	○心とからだの 成長について考 えよう	男女の理解 充実した生き方 健全な異性感 男女の敬愛	成長するからだ 生徒活動 男女の特性	・P交通査察 ・学校評議委員 会
12	保護者教育相 談	○冬休み前 清掃	○冬季の安全な 通行 ○休業中の交通 安全	○冬の健康に気 をつけよう	よりよい社会 礼儀の大切さ 心と言葉 個性を生かす努力	私の悩み 冬休みの計画	
1	ケース会議		○自動車と関係 した交通安全 ・簡単な自動車 の法規	○姿勢に気をつ けよう	自分に勝つ 心の弱さの克服 家族のきずな 愛校心	新年を迎えて 身近な職業	・防犯、少年非 行等総合対策 マニュアル
2	ケース会議	○清掃強化 週間	○自動車の内輪 差	○心の健康に気 をつけよう	社会ときまり 思いやりの心 集団の中の責任 人類愛	性について 良い友人関係 交通安全 男女交際 進路計画を 振り返って	・学校評議委員 会
3		○学年末清掃 ○ワックスぬ り		○健康生活の反 省をしよう	家族の一員 よりよく生きる 向上する心 国際理解	進路計画 1年間の反省 最上級生のこ ころ構え	・支会通学路調 査

令和3年度いじめ問題対策基本方針	新見市立新見第一中学校 平成26年 3月 策定 令和3年 3月 改訂
-----------------------------	--

いじめに関する現状と課題
・本校では、例年何件かのいじめ問題が起こっており、特にクラスメートに対するからかいや心ない言葉の投げかけから仲間外しにするなどの行為にエスカレートしていく事例が多く、生徒の人権意識の高揚が課題となる。また最近では、携帯やスマートフォン、その他の通信機器を利用して、情報交換を行う生徒も多く見られ、SNS等への書き込みに起因する生徒間トラブルも見られる。学校内だけではなく、保護者・関係機関との連携を進めながら、いじめの未然防止・早期発見・適切な対処に取り組む必要がある。そのために、組織だった取組と教職員研修の充実が必要である。

いじめ問題への対策の基本的な考え方
・全教育活動を通して「いじめは重大な人権侵害であり、決して許さない」ことを徹底するとともに、いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こりうることを認識し、教職員は保護者、関係機関と連携を図りながら、その未然防止、早期発見、早期対応、そして再発防止に努める。 ・生徒の豊かな情操と道徳心、自他の存在を相互に尊重しあえる態度を育てるため、教育活動を通じて道徳教育の充実を目指す。 ・生徒一人ひとりの自己存在感や自己充実感を感じられる学校づくりを行い、学習規律や生活規律の定着を図る。 ・生徒のSNS等の利用実態調査を行い、その結果を基に、校内研修や生徒・保護者対象の講演会を実施し、情報モラルについての教育の推進を図る。 <重点となる取組> ・ SNSの利用やネット上のいじめについての認識を深め、いじめの認知能力やその後の対応能力向上のための教職員研修を夏季休業中に実施する。 ・ 「人権週間」において、生徒会が実施する取組を支援し、いじめを許さず、トラブルを自分たちで進んで解決しようとする意識の高揚を図る。

保護者・地域との連携	学 校	関係機関等との連携
<連携の内容> ・いじめ問題に対する学校の基本方針をPTA総会で説明し、学校のいじめ問題への取組について保護者の理解を得るとともに、学年支会やPTA研修会等を活用したいじめ問題についての意見交換や協議の場を設定し、取組の改善に生かす。 ・情報モラルに関する教職員研修を行うとともに、SNSに係る危険性やインターネット上のいじめの問題について、関係機関との連携を図りながら保護者対象の研修会を実施する。 ・学校評議員の協力を得て、地域の方々との懇談の機会を設け、生徒の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。 ・学校便りやPTA会報に、いじめ問題等の各種相談窓口や学校の教育相談窓口等の紹介を掲載し、活用を促す。	いじめ対策委員会 <対策委員会の役割> ・学校の対策基本方針に基づき、年間計画の作成、実施・検証・修正の中核的役割を果たす。 ・いじめや生徒の問題行動に関する情報の収集やいじめの相談・通報の窓口となる。 ・いじめ事案に対し、事実関係の把握、指導や支援体制の決定、保護者・関連機関との連携の中核となる。 <対策委員会の開催時期> ・委員会は定例として年4回開催する。ただし、緊急の対応が必要になった場合は随時開催する。 <対策委員会の内容の教職員への伝達> ・職員会議(月1回)において情報の共有時間を設けるほか、職員朝礼の時間や部活動後の時間を利用して情報交換を行う。 <構成メンバー> ・教員 ・校長 教頭 生徒指導主事 各学年生徒指導担当 人権教育担当 養護教諭 ・特別支援コーディネーター ・スクールカウンセラー 全 教 職 員	<連携機関名> ・岡山県教育委員会・新見市教育委員会 <連携の内容> ・学校で把握したいじめ問題の解決が、学校だけでは進まない場合、助言や支援を受ける。 ・場合により、いじめ問題対応専門チームの支援を受ける。 <学校側の窓口> ・教頭 <連携機関名> ・倉敷児童相談所・新見市こども課 <連携の内容> ・生活環境等の課題解決を図るため、専門的な立場からの支援を受ける。 <学校側の窓口> ・教頭 <連携機関名> ・新見警察署生活安全刑事課 <連携の内容> ・被害者の生命や財産に重大な被害が生じる恐れのあるものについて、早期の解決を目指す。 <学校側の窓口> ・校長

学 校 が 実 施 す る 取 組	
① いじめの防止	○道徳教育や体験活動等の充実 ・豊かな情操・道徳心や社会性を育み、自他の生命を尊重する態度を養うための道徳教育や人権教育の充実を図る。 ○意欲的に学習や活動に取り組む集団づくり ・個々の生徒の学習意欲や学級集団の状態を客観的に把握するための諸検査を実施し、その結果を活用して望ましい集団作りに努める。 ○いじめ問題解決に向けて主体的に行動する生徒の育成 ・いじめをしない・させない・放置しない態度を育成するために生徒会活動や学級活動の充実を図る。 ○教員研修 ・教職員の指導力向上のための研修として、外部から講師を招き、SNSの危険性などの危険性とその対応についての研修会を行う。 ○ネット上のいじめについての生徒の教育と保護者への啓発の促進 ・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性とともに、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を、各学年において行う。またSNSに係る危険性やネット上のいじめについての認識を深めるため学識経験者や通信事業者の協力を得て、保護者を対象にした研修会を実施する。
② 早期発見	○定期的なアンケート調査等の実施による実態把握 ・生徒の実態把握のためのアンケートを6月・10月の2回実施し、年3回の個別の教育相談を行う。また、保護者懇談を活用し、生徒の生活の様子を十分把握して、いじめの早期発見を図る。 ○相談体制の確立 ・日常から担任を中心に生徒への声かけや教育相談を行い、生徒の変化を見逃さないよう心がける。また、スクールカウンセラーと連携し、生徒の教育相談を行い、生徒がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。 ○情報共有 ・生徒の気になる変化や行為があった場合、記録を残し、教職員間でいつでも早急に情報共有できる体制をつくる。生徒指導係会との連携で週一回、気になる生徒の情報交換を行う。 ○家庭への啓発 ・いじめの認知につながるよう、家庭における生徒の様子を見つめるための資料を配付して家庭との連携を図り、家庭におけるいじめ問題への対応に関する啓発を行う。 ○ネットパトロール事業の活用 ・生徒がネット上のいじめに巻き込まれていないかどうかを把握するため、ネットパトロール事業を活用し、情報収集を図る。
③ いじめへの対処	○教職員の組織的な対応と関係機関との連携 いじめの発見・通報があった場合には、組織的な対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催し、速やかに対応する。また、教育委員会へ報告をし、状況に応じて警察等関係機関へ相談する。 ○いじめの有無の確認 ・本校生徒がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったときは、速やかにいじめの事実の有無の確認を行う。 ○いじめられた生徒への支援 ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた生徒を最後まで守り抜くことを最優先に、当該生徒及びその保護者に対して支援を行う。 ○いじめた生徒への指導 ・いじめた生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該生徒の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。内容により、関連機関へ助言や支援を求める。 ○警察等の連携 ・いじめが被害者生徒の生命や財産を脅かす重大な危険性や犯罪行為として認識され、緊急かつ早期な解決が必要とされる場合、直ちに警察に相談・通報し、警察と連携した対応をとる。

令和3年度 いじめ問題への対策に関する年間計画

新見市立新見第一中学校

内容	職員会議、 対策委員会等	学 校 が 実 施 す る 取 組		
		①未然防止の取組	②早期発見の取組	③いじめへの対処
4 月	○職員会議 ・いじめの定義基本方針、年間指導計画の確認 ○PTA 総会 ○いじめ対策委員会 ○各種ケース会議（通年） ○生徒理解会議	○学級開き ・学級経営の方針 ・学級目標の作成 ○学校だよりでの理解と協力要請 ・ホームページへの掲載	○生活ノート・健康観察（毎日の取り組み） ○職員朝礼 ・生徒の情報交換 ○家庭訪問 ○校内巡視・登下校指導	○発生事案への対処（随時） ○対応手順の共通理解（全職員）
5 月	○学校運営協議会 ○生徒理解会議	○行事を通しての「絆」づくり ・校外研修、修学旅行	○職員朝礼 ・生徒の情報交換 ○i-check 実施	
6 月	○生徒理解会議 ○スマホサミット	○いじめについて考える集会 ○小中連絡会 ○行事を通しての「絆」づくり ・広島平和学習	○職員朝礼 ・生徒の情報交換	○i-check の検討
7 月	○生徒理解会議 ○学区内小中学校研修	○学年集会 ○非行防止教室 ○【道徳】2-(2)思いやり	○職員朝礼 ・生徒の情報交換 ○アンケート調査 ○保護者懇談	○アンケート結果により必要に応じて対処（対策委員会）
8 月	○職員研修 ・いじめ問題対策基本方針について ○生徒理解会議	○学年集会		
9 月	○いじめ対策委員会 ○生徒理解会議	○行事を通しての「絆」づくり ・運動会、文化祭	○職員朝礼 ・生徒の情報交換	
10 月	○生徒理解会議	○【道徳】3-(1)生命尊重	○職員朝礼 ・生徒の情報交換	
11 月	○学校運営協議会 ○PTA 研修講演会 ○生徒理解会議	○行事を通しての「絆」づくり ・駅伝大会 ○【道徳】4-(4)集団生活の向上	○職員朝礼 ・生徒の情報交換 ○アンケート調査 ○教育相談 ○i-check の実施	○アンケート結果により必要に応じて対処（対策委員会）
12 月	○生徒理解会議 ○いじめ対策委員会	○人権集会 ○学年集会 ○【学活】人権について	○職員朝礼 ・生徒の情報交換 ○保護者懇談	○i-check の検討
1 月	○生徒理解会議	○学年集会 ○【道徳】2-(3)友情・信頼	○職員朝礼 ・生徒の情報交換	
2 月	○職員会議 ・取り組みの反省と基本方針、年間計画の修正 ○学校運営協議会 ○生徒理解会議 ○いじめ対策委員会	○【道徳】3-(3)生きる喜び	○職員朝礼 ・生徒の情報交換	○学校評価の検討
3 月	○生徒理解会議	○学年集会	○職員朝礼 ・生徒の情報交換	

令和3年度 教育相談年間計画

1 教育相談の目的

教育相談は生徒指導の補助的役割を果たすものである。生徒自身の成長に向かう力を尊重し、支援的な立場に立った指導である。相談活動を通して、生徒自身が自己理解を深め、問題解決の力や、適応力を伸ばすための支援をするものである。

2 年間計画

教育相談期間の設定

- ① 定期相談(事前に生徒の悩みアンケートの実施)
第1回 1学期期末考査前後(全学年)
第2回 2学期期末考査前後(全学年)
- ② チャンス相談・・・ゆとりの時間や放課後を使い適宜実施する。

3 相談活動について

(1) 全ての生徒が対象となるが、特に次の生徒に配慮すること。

- ① 自ら相談を望む生徒
- ② 不適応やいじめの対象になるとと思われる生徒
- ③ 問題行動の可能性のある生徒

(2) 相談教師

担任を中心に全ての教師であたること

(3) 留意事項

- ① 生徒のプライバシーを十分に配慮すること
- ② 担任以外の教師でも必要と感じたらチャンス相談を行うこと
ただし、その際必ず担任に連絡を取り早期の相談に努めること
- ③ 継続的に相談の記録を残すこと

4 スクールカウンセラー(S C)について

- ① スクールカウンセラー
(週1回 13:30～17:30(4時間) 年間35日程度)
- ② 基本的には、相談室(校舎1階)をスクールカウンセラーの相談室として使用する。
- ③ 担任は、スケジュール調整のため、早めに担当に連絡すること。
- ④ 教育相談係はS Cと情報交換を密にする。
- ⑤ S Cは、生徒の見立てや専門的な判定を行う。また、相談件数や相談内容を必ず記録しておくこと(報告書の作成)
- ⑥ 担任を中心にスクールカウンセラーに情報を提供し、連携を密にする。
- ⑦ 場合によりケース会議への参加

5 その他

- (1) 担任は養護教諭、S C、生徒指導担当者と連携し、学年団をあげて該当生徒が前向きに学校生活を送れるよう支援をしていく。
- (2) 家庭や関連機関との連携をはかり、情報交換や対応策を検討する。
- (3) 学習支援室を活用する場合、あくまで生徒による自主学習である旨を保護者には十分理解してもらうよう努める。